

改正後全文

雇児発 0727 第 1 号
社援発 0727 第 1 号
老 発 0727 第 1 号
平成 23 年 7 月 27 日

一 部 改 正
雇児発 0329 第 24 号
社援発 0329 第 56 号
老 発 0329 第 28 号
平成 25 年 3 月 29 日

一 部 改 正
雇児発 0925 第 1 号
社援発 0925 第 1 号
老 発 0925 第 1 号
平成 27 年 9 月 25 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省老健局長

社会福祉法人会計基準の制定について

社会福祉法人の会計処理の基準については、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成12年2月17日社援第310号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)により示されているところである。

これまで、社会福祉法人における会計処理については、「社会福祉法人会計基準」のほか「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」、「介護老人保健施設会計・経理準則」、「就労支援の事業の会計処理の基準」、「経理規程準則」等による財務諸表の作成が認められてきたところであるが、同一法人の中で様々な会計ルールが併存していることにより、事務処理が煩雑である等の問題が指摘されている。

については、社会福祉法に規定する財産目録、貸借対照表及び収支計算書の作成に当たっての基準として、別紙のとおり「社会福祉法人会計基準」を新たに定め、平成24年4月1日から適用することとしたので、この円滑な実施につきご配意願いたい。

1 新たな社会福祉法人会計基準（以下「会計基準」という。）の基本的考え方

- (1) 社会福祉法人（以下「法人」という。）が行う全ての事業（社会福祉事業、公益事業、収益事業）を適用対象とする。
- (2) 法人全体の財務状況を明らかにし、経営分析を可能とするとともに、外部への情報公開に資するものとする。

2 現行基準からの主な変更点

- (1) 法人全体での資産、負債等の状況を把握できるようにするため、公益事業及び収益事業を含め、法人で一本の会計単位とすることとした。
- (2) 施設・事業所毎の財務状況を明らかにするため、拠点区分を設けることとした。また、施設・事業所内で実施する福祉サービス毎の収支を明らかにするため、サービス区分を設けることとした。
- (3) 財務諸表の体系は、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表及び財産目録とした。
 - ① 資金収支計算書は、支払資金の収入、支出の内容を明らかにするために作成し、事業活動による収支、施設整備等による収支及びその他の活動による収支に区分するものとした。
 - ② 事業活動計算書は、法人の事業活動の成果を把握するために作成し、サービス活動増減の部、サービス活動外増減の部、特別増減の部及び繰越活動増減差額の部に区分するものとした。
- (4) 資金収支計算書、事業活動計算書及び貸借対照表については、事業区分、拠点区分の単位でも作成することとした。

- (5) 従来の明細書、別表を整理した上で、重要な資産及び負債等の状況を明確にするために、借入金、寄附金、積立金等についてその内容を明らかにする附属明細書を作成することとした。
- (6) 基本金の範囲を法人の設立及び施設整備等、法人が事業活動を維持するための基盤として収受した寄附金に限定し、4号基本金を廃止した。
- (7) 引当金の範囲を徴収不能引当金、賞与引当金、退職給付引当金に限定し、その他引当金を廃止した。
- (8) 財務情報の透明性を向上させるため、1年基準、時価会計、リース会計などの会計手法を導入した。

3 適用の範囲及び実施時期

(1) 適用の範囲

社会福祉法第44条第2項に定める、法人が毎会計年度終了後二月以内に作成しなければならない財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計基準により作成するものとし、全ての法人について適用するものとする。

(2) 実施の時期

平成24年4月1日より適用するものとする。

ただし、平成27年3月31日（平成26年度決算）までの間は、従来の会計処理によることができるものとする。

4 従前の通知等の取扱い

(1) 廃止する通知等

以下の通知等は、平成27年3月31日（平成26年度決算）をもって廃止する。

- ・「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成12年2月17日社援第310号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）
- ・「社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について」（昭和51年1月31日社施第25号厚生省社会局長・児童家庭局長通知）
- ・「授産会計基準の制定について」（平成13年3月29日社援発第555号厚生労働省社会・援護局長通知）
- ・「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成12年2月17日社援施第6号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局企画課長通知）
- ・「社会福祉法人会計基準への移行に関する留意点について」（平成12年

2月17日社援施第8号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局企画課長通知)

- ・「社会福祉法人会計基準」及び「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」等の当面の運用について」(平成12年12月19日社援施第49号、老計第55号厚生省社会・援護局施設人材課長・老人保健福祉局計画課長通知)
- ・「授産施設会計基準に係る取扱いについて」(平成13年3月29日社援保発第23号、障障発第12号、障精発第18号厚生労働省社会・援護局保護課長、障害保健福祉部障害福祉課長、障害保健福祉部精神保健福祉課長通知)
- ・「社会福祉法人会計基準」及び「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」の運用に関する疑義回答について」(平成13年2月28日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長・老人保健福祉局計画課長事務連絡)
- ・「社会福祉法人経営に係る会計総括表の送付について」(平成19年3月30日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課課長補佐事務連絡)

(2) 改正通知等

会計基準の制定に伴い、一部改正が必要な主な通知等は以下のとおりであり、追って改正通知を発出する予定である。

- ・「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長通知)
- ・「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」(平成13年7月23日雇児発第487号、社援発第1274号、老発第273号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知)
- ・「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知)
- ・「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」(平成18年10月2日社援発第1002001号厚生労働省社会・援護局長通知)
- ・「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16年3月12日雇児福発第0312002号、社援基発第0312002号、障障発第0312002号、老計発第0312002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局福祉基盤課長、社

会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局計画課長通知)

- ・「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(平成 12 年 2 月 17 日社援施第 7 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局企画課長通知)
- ・「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」(平成 12 年 3 月 10 日老計第 8 号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知) 等